

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p data-bbox="181 371 987 400">地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針</p> <p data-bbox="432 461 739 489">平成20年12月25日</p> <p data-bbox="367 504 808 533">(平成23年8月30日 一部改正)</p> <p data-bbox="367 547 808 576">(平成29年3月31日 一部改正)</p> <p data-bbox="367 590 808 619">(平成30年7月15日 一部改正)</p> <p data-bbox="367 633 808 662">(平成31年4月 1日 一部改正)</p> <p data-bbox="367 676 808 705">(令和 3年1月15日 一部改正)</p> <p data-bbox="367 719 808 748">(令和 4年4月 1日 一部改正)</p> <p data-bbox="367 762 808 791"><u>(令和 8年3月19日 一部改正)</u></p> <p data-bbox="463 900 712 1015">文 部 科 学 省 農 林 水 産 省 国 土 交 通 省</p> <p data-bbox="506 1077 651 1106">目次 (略)</p> <p data-bbox="62 1163 488 1192">1. 運用指針の策定の趣旨 (略)</p> <p data-bbox="62 1252 338 1281">2. 歴史的風致の定義</p> <p data-bbox="181 1295 1115 1366">我が国では、かつて、城や神社仏閣等を核として多くの市街地が形成され、現在においても、城や神社仏閣を始め歴史上価値の高い建造物と、そ</p>	<p data-bbox="1252 371 2058 400">地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針</p> <p data-bbox="1500 461 1807 489">平成20年12月25日</p> <p data-bbox="1435 504 1877 533">(平成23年8月30日 一部改正)</p> <p data-bbox="1435 547 1877 576">(平成29年3月31日 一部改正)</p> <p data-bbox="1435 590 1877 619">(平成30年7月15日 一部改正)</p> <p data-bbox="1435 633 1877 662">(平成31年4月 1日 一部改正)</p> <p data-bbox="1435 676 1877 705">(令和 3年1月15日 一部改正)</p> <p data-bbox="1435 719 1877 748">(令和 4年4月 1日 一部改正)</p> <p data-bbox="1532 855 1780 970">文 部 科 学 省 農 林 水 産 省 国 土 交 通 省</p> <p data-bbox="1574 1077 1720 1106">目次 (略)</p> <p data-bbox="1135 1163 1561 1192">1. 運用指針の策定の趣旨 (略)</p> <p data-bbox="1135 1252 1411 1281">2. 歴史的風致の定義</p> <p data-bbox="1252 1295 2186 1366">我が国では、かつて、城や神社仏閣等を核として多くの市街地が形成され、現在においても、城や神社仏閣を始め歴史上価値の高い建造物と、そ</p>

の周辺の歴史的な建造物等とが相まって、歴史的なまちなみが形成されている地域が全国に存在している。そうした地域においては、伝統的な工芸品の製造・販売や祭礼行事など地域の歴史や伝統を反映した人々の活動が行われ、歴史的なまちなみと一体となって、情緒や風情を有する極めて良好な市街地の環境が形成されている事例が多い。また、近代以降に建てられた歴史上価値の高い建造物とその周辺においても、保存・継承、学習・交流等の多様な地域活動が営まれ、地域固有の魅力や豊かな環境の形成に寄与し、良好な市街地の環境が保たれている例も見られる。

法では、このようにして形成されてきた市街地の良好な環境、すなわち、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を、「歴史的風致」として定義している（法第1条）。

そのため、単に歴史上価値の高い建造物が存在するだけでは歴史的風致とは言えず、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開されていて初めて歴史的風致が形成されるものであり、法ではこの歴史的風致をそのまま「維持」するのみならず、歴史的な建造物の復原や修理等の手法により、積極的にその良好な市街地の環境を「向上」させることを目的としている。

なお、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動」とは、伝統的な工芸技術による生産や工芸品の販売、祭りや年中行事等の風俗慣習、地域において伝承されてきた民俗芸能、鍛冶や大工、郷土人形製作等の民俗技術だけでなく、歴史上の人物の顕彰活動等の地域で継続されてきた活動も含む。また、「建造物」とは、建築物にとどまらず、遺構、庭園、棚田等、人の手が加わって形成されたもの全般を指す。必ずしも建造物の対象になる。また、人の手が明確に加えられていなくても、歴史的風土や信仰対象等の人との関わりのある地域の象徴を建造物として扱うこと

の周辺の歴史的な建造物等とが相まって、歴史的なまちなみが形成されている地域が全国に存在している。そうした地域においては、伝統的な工芸品の製造・販売や祭礼行事など地域の歴史や伝統を反映した人々の活動が行われ、歴史的なまちなみと一体となって、情緒や風情を有する極めて良好な市街地の環境が形成されている事例が多い。

法では、このようにして形成されてきた市街地の良好な環境、すなわち、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を、「歴史的風致」として定義している（法第1条）。

そのため、単に歴史上価値の高い建造物が存在するだけでは歴史的風致とは言えず、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開されていて初めて歴史的風致が形成されるものであり、法ではこの歴史的風致をそのまま「維持」するのみならず、歴史的な建造物の復原や修理等の手法により、積極的にその良好な市街地の環境を「向上」させることを目的としている。

なお、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動」とは、伝統的な工芸技術による生産や工芸品の販売、祭りや年中行事等の風俗慣習、地域において伝承されてきた民俗芸能だけでなく、鍛冶や大工、郷土人形製作等の民俗等も含むものであり、「建造物」とは、建築物にとどまらず、遺構、庭園等、人工的なものを総称したものをいう。「歴史的風致」とはこれらの無形の活動と有形の建造物、及びその周辺で人々の活動が行われる場となる市街地が一体となった、良好な市街地の環境という概念であり、この各地域それぞれの歴史的風致の維持及び向上について、国及び地方公共団体がそれぞれ必要な措置を講ずるよう努めることとされている

も考えられる。「歴史的風致」とはこれらの無形の活動と有形の建造物、及びその周辺で人々の活動が行われる場となる市街地が一体となった、良好な市街地の環境という概念であり、この各地域それぞれの歴史的風致の維持及び向上について、国及び地方公共団体がそれぞれ必要な措置を講ずるよう努めることとされている（法第3条）。

3. 歴史的風致維持向上計画認定制度

3-1. 認定の手続等（略）

①（略）

②歴史的風致維持向上計画の作成

歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、市町村の文化財保護行政を担う教育委員会等とまちづくり部局が緊密に連携協力し、都道府県の関係部局や都道府県教育委員会、学識経験者、地域住民、特定非営利活動法人、文化財所有者等多様な主体が加わった歴史的風致維持向上計画作成のための委員会や協議会を組織し、検討がなされることが望ましい。特に、地域住民等はもとより、都道府県指定等文化財が対象となる可能性もあることから都道府県教育委員会等の理解及び協力を得て取り組むことが重要である。

また、基本方針第3章「地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項」において、歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、あらかじめ、地域に存在する文化財を調査等によりの確に把握し、文化財を周辺環境まで含めて総合的に保存及び活用するための基本的な構想を策定して、それに基づいて行うことが望ましいとしている。具体的には、文化財保護法第183条の3の規定に基づく市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画である「文化財保存活用地域計画」を**作成**し、**その内容を踏まえた歴史的**

（法第3条）。

3. 歴史的風致維持向上計画認定制度

3-1. 認定の手続等（略）

①（略）

②歴史的風致維持向上計画の作成

歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、市町村の文化財保護行政を担う教育委員会等とまちづくり部局が緊密に連携協力し、都道府県の関係部局や都道府県教育委員会、学識経験者、地域住民、特定非営利活動法人、文化財所有者等多様な主体が加わった歴史的風致維持向上計画作成のための委員会や協議会を組織し、検討がなされることが望ましい。特に、地域住民等はもとより、都道府県指定等文化財が対象となる可能性もあることから都道府県教育委員会等の理解及び協力を得て取り組むことが重要である。

また、基本方針第3章「地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項」において、歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、あらかじめ、地域に存在する文化財を調査等によりの確に把握し、文化財を周辺環境まで含めて総合的に保存及び活用するための基本的な構想を策定して、それに基づいて行うことが望ましいとしている。具体的には、文化財保護法第183条の3の規定に基づく市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画である「文化財保存活用地域計画」**や文化審議会文化財分科会企画調査会**

風致維持向上計画を策定することで、両計画の整合が図られることが望ましい。

さらに、法定の手続として、歴史的風致維持向上計画に法第5条第4項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない（法第5条第4項）。

また、歴史的風致維持向上計画を作成するに当たっては、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。さらに、協議会が組織されている場合にあっては当該協議会の意見を、当該市町村の教育委員会又は当該市町村に地方文化財保護審議会が置かれている場合にあっては地方文化財保護審議会の意見を聴く必要がある（同条第6項）。さらに、歴史的風致維持向上計画の「文化財の保存又は活用に関する事項」に個別の文化財を記載しようとするときは、あらかじめ、当該文化財の所有者等の意見を聴かなければならない（同条第5項）。

なお、歴史的風致維持向上計画は、地域の歴史的風致の広域的な連携・一体的な形成を図る観点から、歴史的風致が複数の市町村をまたがる場合等は複数の市町村が共同して作成することができる。この場合には、重点区域や予定する事業、協議会の委員構成等に留意しつつ、共同作成する市町村間で十分に調整を行うことが望ましい。

③歴史的風致維持向上計画の認定申請

歴史的風致維持向上計画の認定申請歴は、市町村から主務大臣に対して、認定申請書、歴史的風致維持向上計画及び添付資料を提出して行うこととなる。歴史的風致維持向上計画に記載する事項は、法第5条第2項各号に列挙されている。

この際、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条の1

報告書（平成19年10月30日）において提言されている「歴史文化基本構想」を策定し、それを踏まえた歴史的風致維持向上計画とするよう努めることが望ましい。

さらに、法定の手続として、歴史的風致維持向上計画に法第5条第4項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない（法第5条第4項）。

また、歴史的風致維持向上計画を作成するに当たっては、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。さらに、協議会が組織されている場合にあっては当該協議会の意見を、当該市町村の教育委員会又は当該市町村に地方文化財保護審議会が置かれている場合にあっては地方文化財保護審議会の意見を聴く必要がある（同条第6項）。さらに、歴史的風致維持向上計画の「文化財の保存又は活用に関する事項」に個別の文化財を記載しようとするときは、あらかじめ、当該文化財の所有者等の意見を聴かなければならない（同条第5項）。

③歴史的風致維持向上計画の認定申請

歴史的風致維持向上計画の認定申請歴は、市町村から主務大臣に対して、認定申請書、歴史的風致維持向上計画及び添付資料を提出して行うこととなる。歴史的風致維持向上計画に記載する事項は、法第5条第2項各号に列挙されている。

この際、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条の3

5に規定する特例を活用することも可能である。この場合、歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業に関する事項が記載された都市再生整備計画の提出に併せて、歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項が記載された歴史的風致維持向上計画の認定の申請を国土交通大臣に対して行えば、国土交通大臣から文部科学大臣及び農林水産大臣に当該歴史的風致維持向上計画の写しが送付され、送付の受理をもって、文部科学大臣及び農林水産大臣に対する法に基づく歴史的風致維持向上計画の認定申請があったものとみなされることとなる。

なお、申請の受理から認定に関する処分が行われるまでの間に、歴史的風致維持向上計画の内容に大幅な変更を要する状況が生じた場合などには、原申請を取り下げ、歴史的風致維持向上計画を変更して再度申請を行うこととなる。

(1)・(2) (略)

(3) 歴史的風致維持向上計画に記載すべき事項について
(略)

1) 当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針（法第5条第2項第1号）

基本方針第1章「地域における歴史的風致の維持及び向上の意義に関する事項」及び第3章「地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項」を踏まえ、次に掲げる事項を具体的に記載すること。特に、維持及び向上すべきそれぞれの歴史的風致については、「2. 歴史的風致の定義」を踏まえ、法第1条における「歴史的風致」の要素である①地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動、②その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周

に規定する特例を活用することも可能である。この場合、歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業に関する事項が記載された都市再生整備計画の提出に併せて、歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項が記載された歴史的風致維持向上計画の認定の申請を国土交通大臣に対して行えば、国土交通大臣から文部科学大臣及び農林水産大臣に当該歴史的風致維持向上計画の写しが送付され、送付の受理をもって、文部科学大臣及び農林水産大臣に対する法に基づく歴史的風致維持向上計画の認定申請があったものとみなされることとなる。

なお、申請の受理から認定に関する処分が行われるまでの間に、歴史的風致維持向上計画の内容に大幅な変更を要する状況が生じた場合などには、原申請を取り下げ、歴史的風致維持向上計画を変更して再度申請を行うこととなる。

(1)・(2) (略)

(3) 歴史的風致維持向上計画に記載すべき事項について
(略)

1) 当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針（法第5条第2項第1号）

基本方針第1章「地域における歴史的風致の維持及び向上の意義に関する事項」及び第3章「地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項」を踏まえ、次に掲げる事項を具体的に記載すること。特に、維持及び向上すべきそれぞれの歴史的風致については、「2. 歴史的風致の定義」を踏まえ、法第1条における「歴史的風致」の要素である①地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動、②その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周

辺の市街地、③①、②が一体となって形成してきた良好な市街地の環境、をそれぞれ記載すること。また、「歴史的風致」の記載に当たっては、別添2「歴史的風致の記載にあたってのチェックリスト」を参考にすることが望ましい。

なお、次に掲げる事項のうち、「当該市町村の歴史的風致の維持及び向上に関する課題」及び「市町村全体の歴史的風致の維持及び向上に関する方針」については、歴史的風致が我が国や地域の歴史、文化、伝統を伝えるための重要な観光資源であることを踏まえて、内容を検討する必要がある^り、必要に応じて観光部局と連携して進めていくことが望ましい。

- 当該市町村の地形や地質、水質、気象などの自然的環境、土地利用や人口動態、交通機関の整備、産業などの社会的環境、歴史や関わりのある人物などの歴史的環境、位置などの当該市町村の概要
- 歴史上価値の高い建造物やその周辺の町家等の歴史的な建造物の分布状況及び国指定等文化財、地方公共団体指定等文化財、その他現在分かっている文化財の種別、名称
- 祭りや伝統工芸などの地域の固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動の状況及び国指定等文化財、地方公共団体指定等文化財、その他現在分かっている文化財の種別、名称
- これらを踏まえた当該市町村において維持及び向上すべき具体的な歴史的風致の特徴（歴史的、自然的、社会的特徴を含む）及びそれが存する場所（複数可）
- 当該市町村の歴史的風致の維持及び向上に関する課題
- 当該市町村の総合計画や都市計画マスタープラン、景観計画、文化財保存活用地域計画（歴史文化基本構想を含む。）、国指定等文化財の保存活用（管理）計画、農業振興地域整備計画、観光に関する計画（観光振興計画等）等の状況及びそれらの計画との関連性

辺の市街地、③①、②が一体となって形成してきた良好な市街地の環境、をそれぞれ記載すること。また、「歴史的風致」の記載に当たっては、別添2「歴史的風致の記載にあたってのチェックリスト」を参考にすることが望ましい。

なお、次に掲げる事項のうち、「当該市町村の歴史的風致の維持及び向上に関する課題」及び「市町村全体の歴史的風致の維持及び向上に関する方針」については、歴史的風致が我が国や地域の歴史、文化、伝統を伝えるための重要な観光資源であることを踏まえて、内容を検討する必要がある^る。

- 当該市町村の地形や地質、水質、気象などの自然的環境、土地利用や人口動態、交通機関の整備、産業などの社会的環境、歴史や関わりのある人物などの歴史的環境、位置などの当該市町村の概要
- 歴史上価値の高い建造物やその周辺の町家等の歴史的な建造物の分布状況及び国指定等文化財、地方公共団体指定等文化財、その他現在分かっている文化財の種別、名称
- 祭りや伝統工芸などの地域の固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動の状況及び国指定等文化財、地方公共団体指定等文化財、その他現在分かっている文化財の種別、名称
- これらを踏まえた当該市町村において維持及び向上すべき具体的な歴史的風致の特徴（歴史的、自然的、社会的特徴を含む）及びそれが存する場所（複数可）
- 当該市町村の歴史的風致の維持及び向上に関する課題
- 当該市町村の総合計画や都市計画マスタープラン、景観計画、文化財保存活用地域計画（歴史文化基本構想を含む。）、国指定等文化財の保存活用（管理）計画、農業振興地域整備計画等の状況及びそれらの計画との関連性

- 市町村全体の歴史的風致の維持及び向上に関する方針
- 教育委員会等文化財部局とまちづくり部局の連携体制
- 歴史的風致維持向上計画の策定（変更）の経緯及び実施体制

2) 重点区域の位置及び区域（法第5条第2項第2号）

1) で記述する当該市町村における歴史的風致の維持及び向上に関する方針に基づき、重点区域の位置及び区域を記載すること。その際は、市町村の区域内で、当該重点区域の位置及び区域を設定した根拠を明確にするとともに、構成要素となる主な文化財について記載するべきである。重点区域を複数設定する場合は、それぞれについて位置、区域及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成20年文部科学省・農林水産省・国土交通省令第1号。以下「文部科学省・農林水産省・国土交通省令」という。）第1条に定める重点区域の名称、面積を記載すること。

重点区域の位置及び区域の記載の方法は、地図上での表示とすること。

都市計画法に基づく景観地区、高度地区、歴史的風致維持向上地区計画その他の都市計画の決定、景観法に基づく景観計画の策定、準景観地区の指定、都市緑地法（昭和48年法律第72号）、古都保存法、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、文化財保護法や独自条例に基づく土地利用規制の取組が行われている、あるいは行うことについて、具体的な規制内容を含めて歴史的風致維持向上計画に記載し、その旨を図等で明示すること。

重点区域の設定は、法第5条第8項第2号に規定するように、重点区域における歴史的風致の維持及び向上が、当該区域のみならず、当該区域の存する市町村の歴史的風致の維持及び向上にとって有効かつ適切であり、市町村全体の発展につながる広域的な効果が期待されるものである必要がある。このため、当該市町村の総合計画や都市計画、産業振興、観光等の

- 市町村全体の歴史的風致の維持及び向上に関する方針
- 教育委員会等文化財部局とまちづくり部局の連携体制
- 歴史的風致維持向上計画の策定（変更）の経緯及び実施体制

2) 重点区域の位置及び区域（法第5条第2項第2号）

1) で記述する当該市町村における歴史的風致の維持及び向上に関する方針に基づき、重点区域の位置及び区域を記載すること。その際は、市町村の区域内で、当該重点区域の位置及び区域を設定した根拠を明確にするとともに、構成要素となる主な文化財について記載するべきである。重点区域を複数設定する場合は、それぞれについて位置、区域及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成20年文部科学省・農林水産省・国土交通省令第1号。以下「文部科学省・農林水産省・国土交通省令」という。）第1条に定める重点区域の名称、面積を記載すること。

重点区域の位置及び区域の記載の方法は、地図上での表示とすること。

市町村による都市計画法に基づく歴史的風致維持向上地区計画その他の都市計画の決定、景観法に基づく景観計画の策定、都市緑地法（昭和48年法律第72号）、古都保存法、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、文化財保護法や独自条例に基づく土地利用規制の取組が行われている、あるいは行うことについて、具体的な規制内容を含めて歴史的風致維持向上計画に記載し、その旨を図等で明示すること。

重点区域の設定は、法第5条第8項第2号に規定するように、重点区域における歴史的風致の維持及び向上が、当該区域のみならず、当該区域の存する市町村の歴史的風致の維持及び向上にとって有効かつ適切であり、市町村全体の発展につながる広域的な効果が期待されるものである必要がある。このため、当該市町村の総合計画や都市計画、産業振興、観光等の

まちづくりの方針等との整合の状況や、当該重点区域における歴史的風致の維持及び向上のための各種施策の実施により、市町村全体に期待される広域的な効果について具体的に記載すること。

また、以下の場合については、主務大臣が関係行政機関の長と協議を行うこととなる（法第5条第9項）ので、必要に応じて、以下の事項について記載すること。

○重点区域が自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に基づく国立公園及び同条第3号に基づく国定公園の区域と重複している場合には、その旨、歴史的風致維持向上計画に記載するとともに、図等で明示すること。

3) 次に掲げる事項のうち、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの（法第5条第2項第3号）

イ. 文化財の保存又は活用に関する事項

当該市町村の区域において歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要な文化財（重点区域の核となる重要文化財建造物等や重要伝統的建造物群保存地区内の文化財に加え、文化財としての保護措置の有無にかかわらず、当該市町村に存在する全ての文化財を指す。）の保存又は活用に関する事項について記載すべきである。

具体的な記載事項を例示すれば、次のとおりである。なお、指定文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を伴う可能性のある場合には、「(b) 重点区域に関する事項」の「文化財の修理（整備を含む。）に関する具体的な計画」において、あらかじめ、文化庁長官等の許可を受ける旨を記載するとともに、現状変更等の内容及び期間等については、文化財ごとに記載すべきである。さらに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成20年政

まちづくりの方針等との整合の状況や、当該重点区域における歴史的風致の維持及び向上のための各種施策の実施により、市町村全体に期待される広域的な効果について具体的に記載すること。

また、以下の場合については、主務大臣が関係行政機関の長と協議を行うこととなる（法第5条第9項）ので、必要に応じて、以下の事項について記載すること。

○重点区域が自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に基づく国立公園及び同条第3号に基づく国定公園の区域と重複している場合には、その旨、歴史的風致維持向上計画に記載するとともに、図等で明示すること。

3) 次に掲げる事項のうち、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの（法第5条第2項第3号）

イ. 文化財の保存又は活用に関する事項

当該市町村の区域において歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要な文化財（重点区域の核となる重要文化財建造物等や重要伝統的建造物群保存地区内の文化財に加え、文化財としての保護措置の有無にかかわらず、当該市町村に存在する全ての文化財を指す。）の保存又は活用に関する事項について記載すべきである。

具体的な記載事項を例示すれば、次のとおりである。なお、指定文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を伴う可能性のある場合には、「(b) 重点区域に関する事項」の「文化財の修理（整備を含む。）に関する具体的な計画」において、あらかじめ、文化庁長官等の許可を受ける旨を記載するとともに、現状変更等の内容及び期間等については、文化財ごとに記載すべきである。さらに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成20年政

年政令第337号。以下「政令」という。)第6条第1項第1号イ、ロ及びハに規定する現状変更等の事務を町村の教育委員会又は町村の長が行うことを想定している場合には、「(a)市町村全体に関する事項」において、その旨を記載することが望ましい。

また、史跡等において歴史的な建造物を復原するに当たっては、復原しようとする建造物の位置、規模、意匠、形式等について十分な証拠に基づき、文化財としての適切な措置を取るべきである。

(a) 市町村全体に関する事項

- 文化財の保存・活用の現況と今後の方針
- 文化財の修理（整備を含む。）に関する方針
- 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針
- 文化財の周辺環境の保全に関する方針
- 文化財の防災・防犯に関する方針
- 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針
- 埋蔵文化財の取扱いに関する方針
- 文化財の保存・活用に係る市町村の教育委員会等の体制（地方文化財保護審議会の構成を含む。）と今後の方針
- 文化財の保存・活用に関わっている住民、ヘリテージマネージャー（各都道府県の建築士会に登録された歴史的建造物の保存活用に係る専門家）や特定非営利活動法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

(b) 重点区域に関する事項

- 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画
- 文化財の修理（整備を含む。）に関する具体的な計画
- 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画
- 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

令第337号。以下「政令」という。)第6条第1項第1号イ、ロ及びハに規定する現状変更等の事務を町村の教育委員会又は町村の長が行うことを想定している場合には、「(a)市町村全体に関する事項」において、その旨を記載することが望ましい。

また、史跡等において歴史的な建造物を復原するに当たっては、復原しようとする建造物の位置、規模、意匠、形式等について十分な証拠に基づき、文化財としての適切な措置を取るべきである。

(a) 市町村全体に関する事項

- 文化財の保存・活用の現況と今後の方針
- 文化財の修理（整備を含む。）に関する方針
- 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針
- 文化財の周辺環境の保全に関する方針
- 文化財の防災に関する方針
- 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針
- 埋蔵文化財の取扱いに関する方針
- 文化財の保存・活用に係る市町村の教育委員会等の体制（地方文化財保護審議会の構成を含む。）と今後の方針
- 文化財の保存・活用に関わっている住民、特定非営利活動法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

(b) 重点区域に関する事項

- 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画
- 文化財の修理（整備を含む。）に関する具体的な計画
- 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画
- 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

- 文化財の防災・防犯に関する具体的な計画
- 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画
- 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画
- 文化財の保存・活用に関わる住民、ヘリテージマネージャー（各都道府県の建築士会に登録された歴史的建造物の保存活用に係る専門家）や特定非営利活動法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

なお、認定計画に記載された事業又は措置の進展等により、上記の計画が新たに事業として具体化する場合等には、法第7条第1項の規定による認定計画の変更が必要となる。

町村において、政令第6条第1項第1号二に規定する現状変更等の事務を町村の教育委員会又は町村の長が行うことを想定している場合には、次のとおり事務の実施に関する事項を記載する。

(c) 政令第6条第1項第1号二の規定により記載する事項

- 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 指定年月日
- 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 町村の教育委員会又は町村の長が許可等の事務を行う期間
- その他参考となるべき事項

また、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

- 文化財の防災に関する具体的な計画
- 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画
- 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画
- 文化財の保存・活用に関わる住民、特定非営利活動法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

なお、認定計画に記載された事業又は措置の進展等により、上記の計画が新たに事業として具体化する場合等には、法第7条第1項の規定による認定計画の変更が必要となる。

町村において、政令第6条第1項第1号二に規定する現状変更等の事務を町村の教育委員会又は町村の長が行うことを想定している場合には、次のとおり事務の実施に関する事項を記載する。

(c) 政令第6条第1項第1号二の規定により記載する事項

- 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 指定年月日
- 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 町村の教育委員会又は町村の長が許可等の事務を行う期間
- その他参考となるべき事項

また、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

ロ. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

歴史的風致維持向上施設とは、道路、駐車場、公園、水路、下水道、緑地、広場、河川、運河及び海岸並びに防水、防砂の施設といった公共施設（法第2条第1項、政令第1条）のほか、看板等の案内施設や、交流施設、体験学習施設、集会施設、倉庫などの公用施設、また旧宅などの歴史的な建造物を復原した公的施設などを含むものであり、道路、河川その他の土木施設等地域の歴史的風致を形成するものや、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるものなど、歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであるため、これら各施設及び当該施設の整備又は管理について、全体的な方針について記載するとともに、それぞれの歴史的風致維持向上施設に共通する事項として、事業の名称、整備主体、活用する国の支援事業の名称、事業期間、事業の概要、事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由、その他参考となるべき事項について記載する。必要に応じ図面、写真、位置図などを添えるものとする。なお、一つの事業に対して、その整備主体や活用する国の支援事業を複数記載する場合、それぞれ主体、事業毎に整備内容を記載すること。

歴史的風致の維持及び向上のために必要な整備を行う場合は、文化財に関する専門家や都道府県教育委員会の意見を聴くなど歴史や伝統を踏まえたものとするとともに、特に復原については、確実な資料や調査に基づくものとするべきである。

さらに、重点区域内においては、関連する時代の埋蔵文化財についても適切に取り扱うことが必要であり、整備等を行うに当たっては、その工事によって保存すべき遺跡等が損傷することのないよう、重点区域（計画で整備を行う周辺区域を含む）における整備事業箇所を示した周知の埋蔵文化財包蔵地の図面を添付することが望ましい。

なお、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）については、重点区域において一定の要件を満たすことで、基幹事業への古都及び緑

ロ. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

歴史的風致維持向上施設とは、道路、駐車場、公園、水路、下水道、緑地、広場、河川、運河及び海岸並びに防水、防砂の施設といった公共施設（法第2条第1項、政令第1条）のほか、看板等の案内施設や、交流施設、体験学習施設、集会施設、倉庫などの公用施設、また旧宅などの歴史的な建造物を復原した公的施設などを含むものであり、道路、河川その他の土木施設等地域の歴史的風致を形成するものや、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるものなど、歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであるため、これら各施設及び当該施設の整備又は管理について、全体的な方針について記載するとともに、それぞれの歴史的風致維持向上施設に共通する事項として、事業の名称、整備主体、活用する国の支援事業の名称、事業期間、事業の概要、事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由、その他参考となるべき事項について記載する。必要に応じ図面、写真、位置図などを添えるものとする。なお、一つの事業に対して、その整備主体や活用する国の支援事業を複数記載する場合、それぞれ主体、事業毎に整備内容を記載すること。

歴史的風致の維持及び向上のために必要な整備を行う場合は、文化財に関する専門家や都道府県教育委員会の意見を聴くなど歴史や伝統を踏まえたものとするとともに、特に復原については、確実な資料や調査に基づくものとするべきである。

さらに、重点区域内においては、関連する時代の埋蔵文化財についても適切に取り扱うことが必要であり、整備等を行うに当たっては、その工事によって保存すべき遺跡等が損傷することのないよう、重点区域（計画で整備を行う周辺区域を含む）における整備事業箇所を示した周知の埋蔵文化財包蔵地の図面を添付することが望ましい。

なお、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）については、重点区域において一定の要件を満たすことで、基幹事業への古都及び緑

地保全事業、土塁・堀跡の整備、電柱電線類移設の追加、地域防災施設の設置に関する交付要件の緩和、更には国費率の嵩上げ措置が適用できることから、従来の基幹事業・提案事業と併せて、地域の歴史・文化を活かしたまちづくりへのより一層の効果的な活用が可能である。社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）を活用することを認定計画に記載する場合には、歴史的風致維持向上計画認定申請時に都市再生整備計画を国土交通大臣に提出している必要がある（なお、3-1. ③に詳しく述べた通り、都市再生特別措置法第62条の15に規定する特例を活用することも可能である。）。

また、法律上の特例に関連した事項については、以下のとおりである。

(a) 都市公園の維持及び整備に関する事項

歴史的風致を形成する城跡や古墳、庭園等については、都市公園として整備、管理されていることが多く、重点区域内の歴史的風致の維持及び向上を図るためには、区域内の都市公園における城の復原等公園施設の工事や、都市公園の維持管理を適切に行うことが極めて重要である。

そのため、重点区域内における歴史的風致を形成する公共施設である都市公園の維持及び整備に関する事項について必要に応じて記載する。

法第25条に基づき、重点区域内における都道府県の管理する都市公園については、認定市町村が権限代行により城跡に係る城の復原に関する工事等歴史的風致の維持及び向上に寄与するものについて実施することが可能とされていることを踏まえ、重点区域内の都道府県の管理する都市公園において、都市公園の維持又は公園施設の新設、増設若しくは改築に関する工事のうち、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして市町村が実施するものについて、必要に応じて記載する。

また、歴史的風致維持向上計画に基づき整備する都市公園事業につい

地保全事業、土塁・堀跡の整備、電柱電線類移設の追加、地域防災施設の設置に関する交付要件の緩和、更には国費率の嵩上げ措置が適用できることから、従来の基幹事業・提案事業と併せて、地域の歴史・文化を活かしたまちづくりへのより一層の効果的な活用が可能である。社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）を活用することを認定計画に記載する場合には、歴史的風致維持向上計画認定申請時に都市再生整備計画を国土交通大臣に提出している必要がある（なお、3-1. ③に詳しく述べた通り、都市再生特別措置法第62条の3に規定する特例を活用することも可能である。）。

また、法律上の特例に関連した事項については、以下のとおりである。

(a) 都市公園の維持及び整備に関する事項

歴史的風致を形成する城跡や古墳、庭園等については、都市公園として整備、管理されていることが多く、重点区域内の歴史的風致の維持及び向上を図るためには、区域内の都市公園における城の復原等公園施設の工事や、都市公園の維持管理を適切に行うことが極めて重要である。

そのため、重点区域内における歴史的風致を形成する公共施設である都市公園の維持及び整備に関する事項について必要に応じて記載する。

法第25条に基づき、重点区域内における都道府県の管理する都市公園については、認定市町村が権限代行により城跡に係る城の復原に関する工事等歴史的風致の維持及び向上に寄与するものについて実施することが可能とされていることを踏まえ、重点区域内の都道府県の管理する都市公園において、都市公園の維持又は公園施設の新設、増設若しくは改築に関する工事のうち、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして市町村が実施するものについて、必要に応じて記載する。

また、歴史的風致維持向上計画に基づき整備する都市公園事業につい

ては、城跡、古墳、歴史的建造物及びこれらの復原について補助対象施設とする特例（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第31条第1項第6号口）や、事業主体の特例（法第25条）が措置されることから、特例を活用して都市公園事業を実施する場合、当該事業について記載する必要がある。

(b) 道路、駐車場の整備に関する事項

歴史的風致の維持及び向上には、重点区域内への自動車流入を抑制するための駐車場整備や、安全で快適な通行空間の確保や観光振興、地域活性化等を目的とした無電柱化等道路交通の円滑化は重要な施策である。

そのため、良好な歩行環境の確保の観点からの路外駐車場の整備や、無電柱化を行うことが必要な道路等について必要に応じて記載する。

路外駐車場については、法第26条に基づき、歴史的風致維持向上計画に位置づけられた路外駐車場を駐車場整備計画に位置づけ、当該駐車場整備計画に都市公園の地下に設ける駐車場の整備に関する事業計画の概要を定める場合に、都市公園の地下の占用許可の特例が認められるとされていることから、必要に応じて記載する。

また、無電柱化については、法第30条に基づき、認定計画に無電柱化を行うことが必要として記載された道路について、必ずしも円滑な交通の確保を図るためでなくても、歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要性が高い場合には、電線共同溝を整備すべき道路として指定することが可能となることから、必要に応じて無電柱化を行うことが必要な道路について記載する。

重点区域においては、社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォーカーブル推進事業）や都市構造再編集支援事業の活用が可能となり、また、歴史的風致維持向上計画に基づく土地区画整理事業については、社会資本整備総合交付

ては、城跡、古墳、歴史的建造物及びこれらの復原について補助対象施設とする特例（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第31条第1項第6号口）や、事業主体の特例（法第25条）が措置されることから、特例を活用して都市公園事業を実施する場合、当該事業について記載する必要がある。

(b) 道路、駐車場の整備に関する事項

歴史的風致の維持及び向上には、重点区域内への自動車流入を抑制するための駐車場整備や、安全で快適な通行空間の確保や観光振興、地域活性化等を目的とした無電柱化等道路交通の円滑化は重要な施策である。

そのため、良好な歩行環境の確保の観点からの路外駐車場の整備や、無電柱化を行うことが必要な道路等について必要に応じて記載する。

路外駐車場については、法第26条に基づき、歴史的風致維持向上計画に位置づけられた路外駐車場を駐車場整備計画に位置づけ、当該駐車場整備計画に都市公園の地下に設ける駐車場の整備に関する事業計画の概要を定める場合に、都市公園の地下の占用許可の特例が認められるとされていることから、必要に応じて記載する。

また、無電柱化については、法第30条に基づき、認定計画に無電柱化を行うことが必要として記載された道路について、必ずしも円滑な交通の確保を図るためでなくても、歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要性が高い場合には、電線共同溝を整備すべき道路として指定することが可能となることから、必要に応じて無電柱化を行うことが必要な道路について記載する。

重点区域においては、社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）の活用が可能となり、また、歴史的風致維持向上計画に基づく土地区画整理事業については、社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業）における支援措置の特例が活用できることから、これらの

金（都市再生区画整理事業）における支援措置の特例が活用できることから、これらの事業を実施する場合は当該事業について記載する。

(c)・(d) (略)

4)～7) (略)

④～⑦ (略)

⑧認定計画の実施状況の把握

(1) (略)

(2) 進捗管理・評価の実施

市町村は、認定計画に掲げた取組の着実な実施を通じて歴史的風致の維持及び向上に関する方針が達成できるよう、計画期間中の適切な時期に進捗管理・評価を行うべきである。

進捗管理・評価を含め計画の運用に当たっては、文化財保護行政を担う教育委員会等又はまちづくり部局が主となって担当し、計画の作成と同様、両者が緊密に連携して取り組むことが望ましい。

また、その結果、認定計画に記載された方針の達成状況や事業等の実施状況等をインターネット等を通じて公表するとともに、それらの状況を踏まえ、速やかに認定計画の変更等を検討することが望ましい。

3-2. (略)

① (略)

②第2号基準 [当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること]

基本方針第6章1.において、第2号基準については、

事業を実施する場合は当該事業について記載する。

(c)・(d) (略)

4)～7) (略)

④～⑦ (略)

⑧認定計画の実施状況の把握

(1) (略)

(2) 進捗管理・評価の実施

市町村は、認定計画に掲げた取組の着実な実施を通じて歴史的風致の維持及び向上に関する方針が達成できるよう、計画期間中の適切な時期に進捗管理・評価を行うべきである。

また、その結果、認定計画に記載された方針の達成状況や事業等の実施状況等を踏まえ、速やかに認定計画の変更等を検討することが望ましい。

3-2. (略)

① (略)

②第2号基準 [当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること]

基本方針第6章1.において、第2号基準については、

○地域の歴史的風致の状況に応じて、計画期間内において実施すべき措置、事業が盛り込まれていること。

○それらが歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであることが合理的に説明されていること。

をもって判断することとされている。計画期間内において実施すべき措置として、基本方針第5章に記載されているとおり、重点区域において、景観地区、高度地区等都市計画法に基づく規制措置や準景観地区、景観計画等景観法に基づく規制措置、屋外広告物条例等屋外広告物法に基づく規制措置が既に行われている、あるいはこのような措置を行うことについて歴史的風致維持向上計画に位置付けることが重要である。

なお、景観計画は景観行政団体が都市、農村等における良好な景観の形成を促進するため定める（景観法第1条、第8条）ものであり、地方公共団体においては、歴史的風致の維持及び向上を図るため景観計画の策定等に努めなければならないものとされていること（法第3条）を踏まえ、最初の認定計画終了後、次期計画の認定を受けようとする場合には、原則として、当該認定までに景観計画を策定すべきである。

具体的な規制内容については、維持及び向上すべき歴史的風致の態様を踏まえて市町村が自主的に決定すべきものであるが、その措置が歴史的風致の維持及び向上に寄与する合理的な説明が必要である。

また、事業については、5. に定める各種特例措置のうち必要な事項を定めるほか、市町村における独自の事業や官民連携による事業、民間主体の取組等について適宜位置付けることが可能である。ただし、この事業等についても、それらが歴史的風致の維持及び向上に寄与することについての合理的な説明が必要である。

これらを受け、当該市町村の総合計画や都市計画、産業振興、観光等のまちづくりの方針等との整合の状況を踏まえつつ、当該区域における歴史的風致の維持及び向上のための各種施策の実施により、市町村全体に期待

○地域の歴史的風致の状況に応じて、計画期間内において実施すべき措置、事業が盛り込まれていること。

○それらが歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであることが合理的に説明されていること。

をもって判断することとされている。計画期間内において実施すべき措置として、基本方針第5章に記載されているとおり、重点区域において、景観計画等景観法に基づく規制措置や、高度地区等都市計画法に基づく規制措置、屋外広告物条例等屋外広告物法に基づく規制措置が既に行われている、あるいはこのような措置を行うことについて歴史的風致維持向上計画に位置付けることが重要である。

なお、景観計画は景観行政団体が都市、農村等における良好な景観の形成を促進するため定める（景観法第1条、第8条）ものであり、地方公共団体においては、歴史的風致の維持及び向上を図るため景観計画の策定等に努めなければならないものとされていること（法第3条）を踏まえ、最初の認定計画終了後、次期計画の認定を受けようとする場合には、原則として、当該認定までに景観計画を策定すべきである。

具体的な規制内容については、維持及び向上すべき歴史的風致の態様を踏まえて市町村が自主的に決定すべきものであるが、その措置が歴史的風致の維持及び向上に寄与する合理的な説明が必要である。

また、事業については、5. に定める各種特例措置のうち必要な事項を定めるほか、市町村における独自の事業等について適宜位置付けることが可能である。ただし、この事業等についても、それらが歴史的風致の維持及び向上に寄与することについての合理的な説明が必要である。

これらを受け、当該市町村の総合計画や都市計画、産業振興、観光等のまちづくりの方針等との整合の状況を踏まえつつ、当該区域における歴史的風致の維持及び向上のための各種施策の実施により、市町村全体に期待

される広域的な効果について具体的に記載する。

③ (略)

4. ～ 6. (略)

7. 歴史的風致維持向上支援法人

7-1. 趣旨

歴史的風致維持向上支援法人は、民間団体や市民も含め、地域が一体となって歴史的風致の維持及び向上の一層の推進を図る観点から、一定の能力を有する一般社団法人、一般財団法人 (公益社団法人、公益財団法人を含む。) 又は特定非営利活動法人（以下「一般社団法人等」という。）について、市町村がこれを指定し、歴史的風致の維持及び向上のための各種施策を実施する主体として位置付ける制度である。

本制度に基づき歴史的風致の維持及び向上について専門的知識や実績等を有する一般社団法人等において、歴史的風致維持向上支援法人の指定の推進を図り、民間活力を活用した良好な景観の形成の推進を図ることが望ましい。

7-2. ～ 7-6. (略)

様式第1～3 (略)

別添1

歴史的風致維持向上計画の構成例

される広域的な効果について具体的に記載する。

③ (略)

4. ～ 6. (略)

7. 歴史的風致維持向上支援法人

7-1. 趣旨

歴史的風致維持向上支援法人は、民間団体や市民も含め、地域が一体となって歴史的風致の維持及び向上の一層の推進を図る観点から、一定の能力を有する一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人（以下「一般社団法人等」という。）について、市町村がこれを指定し、歴史的風致の維持及び向上のための各種施策を実施する主体として位置付ける制度である。

本制度に基づき歴史的風致の維持及び向上について専門的知識や実績等を有する一般社団法人等において、歴史的風致維持向上支援法人の指定の推進を図り、民間活力を活用した良好な景観の形成の推進を図ることが望ましい。

7-2. ～ 7-6. (略)

様式第1～3 (略)

別添1

歴史的風致維持向上計画の構成例

計画名

「〇〇〇歴史的風致維持向上計画」

※〇〇〇には市町村名を記載

※必要に応じて、副題を付すことも可能

序章

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画期間
3. 計画の策定体制
4. 計画策定（変更）の経緯

第1章 歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境
 - (1) 位置 (2) 地形・地質・水質 (3) 気象
2. 社会的環境
 - (1) 市町村の合併経緯 (2) 土地利用 (3) 人口動態 (4) 交通機関
 - (5) 産業 (6) 観光
3. 歴史的環境
 - (1) 歴史 (2) 関わりのある人物
4. 文化財等の分布状況
 - (1) 国指定等文化財 (2) 都道府県指定等文化財 (3) 市町村指定等文化財
 - (4) 主な未指定文化財 (5) 特産品、工芸品、菓子・料理等
 - (6) 世界遺産、日本遺産等※

※世界自然遺産、世界文化遺産、世界農業遺産、日本遺産、日本農業遺産等

第2章 維持及び向上すべき歴史的風致

計画名

「〇〇〇歴史的風致維持向上計画」

※〇〇〇には市町村名を記載

※必要に応じて、副題を付すことも可能

序章

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画期間
3. 計画の策定体制
4. 計画策定（変更）の経緯

第1章 歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境
 - (1) 位置 (2) 地形・地質・水質 (3) 気象
2. 社会的環境
 - (1) 市町村の合併経緯 (2) 土地利用 (3) 人口動態 (4) 交通機関
 - (5) 産業 (6) 観光
3. 歴史的環境
 - (1) 歴史 (2) 関わりのある人物
4. 文化財等の分布状況
 - (1) 国指定等文化財 (2) 都道府県指定等文化財 (3) 市町村指定等文化財
 - (4) 主な未指定文化財 (5) 特産品、工芸品、菓子・料理等
 - (6) 世界遺産、日本遺産等※

※世界自然遺産、世界文化遺産、世界農業遺産、日本遺産、日本農業遺産等

第2章 維持及び向上すべき歴史的風致

※前段として、歴史的風致の説明や全体像を記載してもよい。

1. ○○にみる歴史的風致
2. ○○にみる歴史的風致

：

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

※前段として、これまでの取組を記載してもよい。

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題
2. 既存計画（上位・関連計画）※作成しているものを記載
(1) 総合計画 (2) 都市計画マスタープラン (3) 景観計画
(4) 文化財保存活用地域計画（歴史文化基本構想を含む。）
(5) 国指定等文化財の保存活用（管理）計画 (6) 農業振興地域整備計画
(7) 景観農業振興地域整備計画 (8) 観光に関する計画（観光振興計画等）
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針
4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制
(教育委員会等文化財部局とまちづくり部局の連携体制)

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の位置及び区域
(1) 歴史的風致の分布 (2) 重点区域の位置 (3) 重点区域の区域
(4) 重点区域の名称、面積
2. 重点区域の設定の効果
3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

※なお、下記の施策が重点区域と重複している場合においては、図等で明示すること。

- (1) 都市計画 (2) 景観計画 (3) 屋外広告物条例 (4) 独自条例
- (5) 国指定等文化財の保存活用（管理）計画 (6) 農業振興地域整備計画
- (7) 景観農業振興地域整備計画 (8) 国立公園／国定公園

※前段として、歴史的風致の説明や全体像を記載してもよい。

1. ○○にみる歴史的風致
2. ○○にみる歴史的風致

：

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

※前段として、これまでの取組を記載してもよい。

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題
2. 既存計画（上位・関連計画）※作成しているものを記載
(1) 総合計画 (2) 都市計画マスタープラン (3) 景観計画
(4) 文化財保存活用地域計画（歴史文化基本構想を含む。）
(5) 国指定等文化財の保存活用（管理）計画 (6) 農業振興地域整備計画
(7) 景観農業振興地域整備計画
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針
4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制
(教育委員会等文化財部局とまちづくり部局の連携体制)

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の位置及び区域
(1) 歴史的風致の分布 (2) 重点区域の位置 (3) 重点区域の区域
(4) 重点区域の名称、面積
2. 重点区域の設定の効果
3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

※なお、下記の施策が重点区域と重複している場合においては、図等で明示すること。

- (1) 都市計画 (2) 景観計画 (3) 屋外広告物条例 (4) 独自条例
- (5) 国指定等文化財の保存活用（管理）計画 (6) 農業振興地域整備計画
- (7) 景観農業振興地域整備計画 (8) 国立公園／国定公園

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 市町村全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針 (2) 文化財の修理(整備)に関する方針 (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針 (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針 (5) 文化財の防災・**防犯**に関する方針 (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針 (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針 (8) 教育委員会等の体制と今後の方針 (9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画 (2) 文化財の修理(整備)に関する具体的な計画 (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画 (4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画 (5) 文化財の防災・**防犯**に関する具体的な計画 (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画 (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画 (8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

2. 事業 ※ソフト事業や**民間主体の事業**を位置づけることも可

○全体 : 全事業の位置図

○各シート :

- ・事業の名称
- ・事業主体
- ・事業手法(国の支援事業の名称等)
- ・事業期間
- ・事業の概要

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 市町村全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針 (2) 文化財の修理(整備)に関する方針 (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針 (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針 (5) 文化財の防災に関する方針 (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針 (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針 (8) 教育委員会等の体制と今後の方針 (9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画 (2) 文化財の修理(整備)に関する具体的な計画 (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画 (4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画 (5) 文化財の防災に関する具体的な計画 (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画 (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画 (8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

2. 事業 ※ソフト事業を位置づけることも可

○全体 : 全事業の位置図

○各シート :

- ・事業の名称
- ・事業主体
- ・事業手法(国の支援事業の名称等)
- ・事業期間
- ・事業の概要

- ・事業の位置図
- ・事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由
- ・その他参考になるべき事項

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

別添2

歴史的風致の記載にあたってのチェックリスト

このチェックリストは、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針（法第5条第2項第1号）における「歴史的風致」の記載に際して、確認すべきポイントをチェックするための参考資料である。

1. 導入

- 法第1条に規定する歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地（以下「建造物等」という。）や法第1条に規定する歴史及び伝統を反映した人々の活動（以下「活動」という。）の概要が分かる。
 - 記載する建造物等や活動が地域固有のものであり、また、それらの特徴が分かる。
 - 上記を通じて、維持・向上すべき歴史的風致がイメージできる。
- ※歴史的風致という言葉は、5. で記載するため、「導入」においては使用しないことが望ましい。

2. 歴史的風致を形成する建造物等

- 原則** 50年以上の歴史を有することが分かる。

- ・事業の位置図
- ・事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由
- ・その他参考になるべき事項

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

別添2

歴史的風致の記載にあたってのチェックリスト

このチェックリストは、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針（法第5条第2項第1号）における「歴史的風致」の記載に際して、確認すべきポイントをチェックするための参考資料である。

1. 導入

- 法第1条に規定する歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地（以下「建造物等」という。）や法第1条に規定する歴史及び伝統を反映した人々の活動（以下「活動」という。）の概要が分かる。
 - 記載する建造物等や活動が地域固有のものであり、また、それらの特徴が分かる。
 - 上記を通じて、維持・向上すべき歴史的風致がイメージできる。
- ※歴史的風致という言葉は、5. で記載するため、「導入」においては使用しないことが望ましい。

2. 歴史的風致を形成する建造物等

- 50年以上の歴史を有することが分かる。

(正確に分からない場合は、文献にその建造物等が記載されていることなどをもって、類推される年代などを記載することも可。文化財指定を受けている必要はない。なお、文化財指定等されているものについては、その指定等により歴史性を有すると認められるため、50年以上の歴史を有するものとして取扱う。同様に、相応の歴史性を有すると歴史的風致維持向上協議会や地方文化財保護審議会で認められるときは、その限りではない。)

□建造物等の造りや特徴が分かる。

(多数の建造物で歴史的なまちなみを形成している場合は、そのまちなみの概要として、代表的又は典型的な建造物の年代や造り、特徴などを記載する。)

※50年未満の建造物等であっても、歴史的風致を補完するものとして、計画に記載することはできる。

3. 歴史的風致を形成する活動

(2. より先に記載することや、2. と併せて記載することも可)

□20年以上継続して活動がなされており、歴史を有することが分かる。

(正確に分からない場合は、文献にその活動が記載されていることなどをもって、類推される年代などを記載することも可。なお、文化財指定等されているものについては、その指定等により歴史性を有すると認められるため、20年以上の歴史を有するものとして取扱う。)

□目に見える活動など、外から見える・聞こえる・匂うなど五感で感じられる活動や雰囲気が分かる活動であることが望ましい。

□行政のみで行っている内容だけでなく、地域住民の活動がある。(文化財指定を受けている必要はない。なお、例えば行政が行っている教育や調査を記載する場合は、地域住民との連携が継続していることを記載する必要がある。)

□変遷、規模、内容などを記載することで、活動の概要が分かる。

□5年程度の断絶がある場合 (5年以上の期間ごとに開催される祭礼など、長期間ごとに定期的実施されるものを除く。)、再開した活動が、歴史や伝統を反映し

(正確に分からない場合は、文献にその建造物等が記載されていることなどをもって、類推される年代などを記載することも可。文化財指定を受けている必要はない。なお、文化財指定等されているものについては、その指定等により歴史性を有すると認められるため、50年以上の歴史を有するものとして取扱う。)

□建造物等の造りや特徴が分かる。

(多数の建造物で歴史的なまちなみを形成している場合は、そのまちなみの概要として、代表的又は典型的な建造物の年代や造り、特徴などを記載する。)

3. 歴史的風致を形成する活動

(2. より先に記載することや、2. と併せて記載することも可)

□50年以上の歴史があることが分かる。

(正確に分からない場合は、文献にその活動が記載されていることなどをもって、類推される年代などを記載することも可。なお、文化財指定等されているものについては、その指定等により歴史性を有すると認められるため、50年以上の歴史を有するものとして取扱う。)

□目に見える活動など、外から見える活動や雰囲気が感じられる活動であることが望ましい。

□行政のみで行っている内容だけでなく、地域住民の活動がある。(文化財指定を受けている必要はない。なお、例えば行政が行っている教育や調査を記載する場合は、地域住民との連携が継続していることを記載する必要がある。)

□変遷、規模、内容などを記載することで、活動の概要が分かる。

□10年程度の断絶がある場合 (10年以上の期間ごとに開催される祭礼など、長期間ごとに定期的実施されるものを除く。)、再開した活動が、歴史や伝統を反

ていることが分かる。

※20年未満の活動であっても、歴史的風致を補完するものとして、計画に記載することはできる。

4. 良好な市街地の環境（3. とあわせて記載することも可）

□原則、建造物等と活動が一体となっていることが、屋外で感じられる。（写真や図等を用いることが効果的）

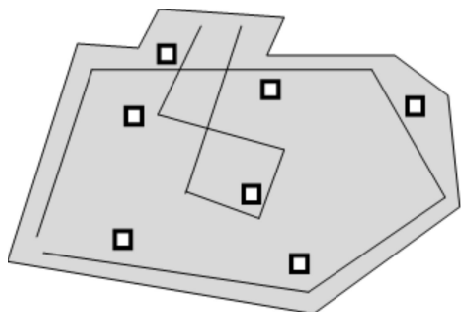
※伝統産業など、その良好さが外から感じにくいものについては、祭礼等の活動の中で用いられるといった整理も考えられる。

※活動の性質上、その全てが屋外で感じられるわけではない場合も、屋外に表出されている一部の活動で整理することも考えられる。

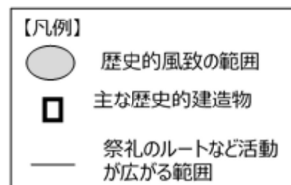
5. まとめ

□歴史的風致としてまとめられた市街地の環境（複数ある場合は、そのまとめ）が良好だと感じられる。

□建造物等と活動の広がりを踏まえ、歴史的風致の範囲を表現できている。（図示することが効果的）



※図面には必ず方角、スケールバーを付けてください。



映していることが分かる。

※50年未満の活動であっても、歴史的風致を補完する内容として、計画に記載することはできる。

4. 良好な市街地の環境（3. とあわせて記載することも可）

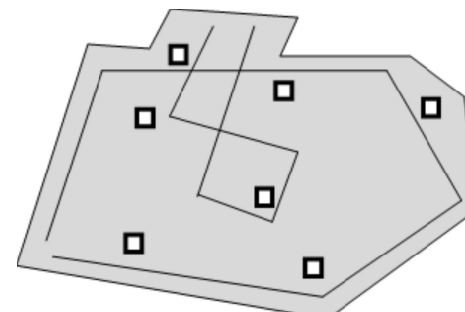
□原則、建造物等と活動が一体となっていることが、屋外で感じられる。（写真や図等を用いることが効果的）

※伝統産業など、その良好さが外から感じにくいものについては、祭礼等の活動の中で用いられるといった整理も考えられる。

5. まとめ

□歴史的風致としてまとめられた市街地の環境（複数ある場合は、そのまとめ）が良好だと感じられる。

□建造物等と活動の広がりを踏まえ、歴史的風致の範囲を表現できている。（図示することが効果的）



※図面には必ず方角、スケールバーを付けてください。

